

「農協のあり方についての研究会」議事要旨

日 時：平成14年9月27日(金) 10:30~12:30

場 所：農林水産省第2特別会議室

協同組織課長：定刻になりましたので、ただ今から「農協のあり方についての研究会」を始めさせていただきます。

私は、協同組織課長の山下でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日は、武部農林水産大臣も本研究会に御出席される予定ですが、閣議後の記者会見がございますため、遅れて御参加されるとのことでございます。大臣が見えられましたら、後ほど御挨拶いただくこととしておりますので、予め御了承下さい。

それでは、まず、本日出席の委員の方々を五十音順にご紹介させていただきます。

帯広川西農業協同組合組合長の有塚委員でございます。

東京大学名誉教授の今村委員でございます。

株式会社藤崎快適生活研究所専務取締役所長の牛尾委員でございます。

有限会社イズミ農園社長の梅津委員でございます。

財団法人日本農業研究所研究員の岸委員でございます。

財団法人国民経済研究協会監事の小島委員でございます。

全国農業協同組合中央会副会長の小林委員でございます。

日本生活協同組合連合会専務理事の品川委員でございます。

横浜丸中青果株式会社社長の鈴木委員でございます。

デリカフーズグループ社長の館本委員でございます。

時事通信社解説委員の野村委員でございます。

株式会社西友常務取締役の橋本委員でございます。

森永製菓株式会社相談役の松崎委員でございます。

とぴあ浜松農業協同組合組合長の松下委員でございます。

全国農協青年組織協議会会長の門傳委員でございます。

主婦連合会会長の和田委員でございます。

なお、本日はやむを得ず御欠席でございますが、中京大学教授の水谷委員とJA全国女性組織協議会会長の峰島委員も本研究会の委員に御就任いただいております。

続きまして、座長の選任に入らせていただきたいと思います。資料1の開催要領3の(2)にございますように、委員の皆様の互選によりお決めいただきたいと思います。いかがでしょうか。

岸 委 員：ここはひとつ大変ご苦労様ですが、今村委員にお願いするのが妥当であると思われまふ。御賛同を得られればと思ひますが、いかがでしょうか。

協同組織課長：よろしいでしょうか。

それでは、座長は、今村委員にお願いいたしたいと存じます。それでは今村委員、こちらの座長席へお移り下さい。

それでは、これからは、今村座長に議事をお進めいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今 村 座 長：ただ今座長に選任されました今村でございます。

与えられたテーマですが、ご存じのように大変大きい且つなかなか難しいテーマでございます。委員の皆さんの御協力により、是非とも議論を深めいい結論と言いましようか提案を出したいと私なりにも考えております。ただ、委員の皆さんは各界を代表される方々でございますし、なにせ委員の数が多いわけです。で時間が少ないときであります。それから私、まだ全員の方を

存じ上げておらないですが、半数くらいの方は前から存じ上げておるのですが、いずれも論客で、話させたら1時間2時間はおろか、一人でしゃべってしまうような方ばかりでございます、これも頭の痛いところでございます。しかし、時間との競争もやらなくてはなりません。そういうわけで、ご発言の中身をペーパーで出していただけませんかということがこれからあると思いますが、そういうことも含めて何卒よろしくお願いいたします。

事務局から聞いたら、年度末までには結論を出さなくてはならないというわけで、回数もどうなるかよく分からないですけれども、これから増えていく可能性もありますので御多忙のところ大変でございますが、何卒よろしくお願いいたします。

それでは、議事の方を進行させていただきたいと思います。

まずはじめに、本論に入る前に運営方法とか、いろいろ会議の公開の問題等々ございますので、協同組織課長から会議の持ち方についてお願いしたいと思います。

協同組織課長：「資料1」を御覧いただきたいと思います。本研究会の開催要領でございますが、1の趣旨でございますけれども、これまで農協の事業・組織改革につきましては、昨年の農協改革2法をはじめとする諸施策を推進してきたところでございますけれども、営農・経済事業を中心とする農協改革につきましてはその進展が遅れており、「食」と「農」の再生プランに基づく農業の構造改革を進めるに当たっては、農協の営農・経済事業のあるべき姿や改革の方向につきまして委員の皆様方に御議論をいただくということでございます。

検討事項はそこに書いてあるとおりでございますが、運営につきまして説明させていただきますと、3の(3)にございますが、本研究会は、必要に応じて関係者を出席させて説明及び意見の聴取を行うことができるということが1点でございます。

それから(5)でございますけれども、研究会は公開とさせていただきます。ただし、研究会の運営に著しい支障があると認められる場合には、座長は研究会に諮って、非公開にすることができるということでございます。なお、議事要旨等につきましても原則として公開するというところでございます。よろしくお願いいたします。

それから、4のスケジュールですが、本日から検討を開始していただきまして、月に1回程度の審議を経まして、15年3月、今年度末には、検討結果をとりまとめるということをお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

今村座長：はい、ありがとうございました。

開催要領、運営方法などについては以上でございますが、何か御意見ございましたら、あるいは、提案がございましたらどなたかお願いします。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。もし必要がございましたら、その都度この研究会にお諮りいたしたいと思います。

それでは、次に本論に入りまして、事務局のほうで資料を用意しておりますので、それに基づいて説明させていただきたいと思います。で、私、事前に拝見してたらかなり大部なものなのです。農協を取り巻く環境が非常に大きく変わってきたし、また主体的状況も非常に変わってきたというふうな状況でございますので、経営・組織対策室長から御説明させていただきます。よろしく申し上げます。

経営・組織対策室長：経営・組織対策室長の山口でございます。それでは、「農協系統の現状と課題」を中心に御説明させていただきます。

「資料4」を御覧下さい。1ページ目をお開きいただきたいと思います。「1 農協の組織」ということでございます。

農協の役割でございますけれども、組合員である農家の相互扶助組織でございます。営農と生活に関する各種サービスを総合的に提供しておりますということでございます。農協の主な事業としましては、右側でございますように、「営農・経済事業」これは、営農指導といわれている事業及び農産物の販売を中心とする販売事業、農薬・肥料等の生産資材の購入、また生活資材の購買等を行っております購買事業、これらの事業を「営農・経済事業」と総称しまして、組合員の営農活動を支援するための事業という位置付けをしています。あと、信用事業、共済事業、福祉事業なども行っているところでございます。

にございますように、農協は、農業協同組合法に基づき設立される農業者の自主的な組織でございます。加入脱退の自由や1人1票の原則が保障されておりまして、協同組合としての要件を満たしております。具体的には右側に4つ要件がございます。

続きまして2ページ目をお開き下さい。協同組合という性質に基づきまして、独占禁止法上、農協につきましては、適用除外措置というものがございます。その理由といたしましては に書いてございますように、単独では大企業に対抗し得ることが困難な零細な事業者が、協同組合を組織して有効な競争単位になることは、市場における公正かつ自由な競争の促進に貢献するという点で、これは農協だけではなく、他の事業協同組合、生協、また森林組合、漁協なども適用除外となっております。これによって行える措置としましては、共同で原材料を購入したり、共同販売又は、出荷調整や生産調整を行うこと、こういった活動ができるということになっております。しかし、協同組合に係るこういった適用除外制度はあくまでも公正かつ自由な競争を促進する場合に限り認められているところでございますので、不公正な取引方法を用いる場合、その例といたしましてはこの下に枠で囲ってありますが、こういう差別的な取扱いとか取引の拒絶とかこういうことをやってはいけないことになっておりますし、また、2番目に書いてございますように、「競争を自主的に制限して不当に対価を引き上げる」こういった行為もできないということで、右側の上の「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」いわゆる独禁法の22条の但書にそういう規定が入っているところでございます。実際に農協・連合会における独禁法の違反事例というものが、すでに13件ございます。主な例は に書いてございますので御覧いただければと思います。

3ページ、農協系統組織の状況でございます。農協系統組織、系統と申しておりますのは、農業者が組合員となる農協いわゆる単協と、農協を会員とします県レベルの連合会及び全国レベルの連合会、この3段階で系統組織を構成し、さらにその農協連合会を指導する中央会、県の中央会、全国の中央会という組織で構成されているところでございます。連合会につきましては、組織の改革ということで近年、都道府県段階と全国段階の統合が進められているところでございます。共済事業につきましては、既に全県統合が済みまして、全共連と農協の2段階制が完成しておりますし、経済事業につきましても34の都府県で、全農と農協の2段階制となっておりますところでございます。

4ページでございますが、農協の数の推移でございます。農協系統で合併を推進されてきた結果、平成14年4月1日現在における農協の数は、右側の表の一番上でございますように、1,056ということで、構想達成率は、約80%となっている状況です。

続きまして5ページを御覧下さい。農協の合併の評価なり課題ですけれども、合併はそれ自体が目的ではなく、事業の機能の強化なり経営基盤の確立等を達成するための手段であるわけでございまして合併のメリットが組合員

に実感できるように事業の合理化や事業体質の改善を図る必要があるわけでございます。組合員はその合併農協に対しましては、営農指導体制の強化など営農・経済事業面での体制が強化されることを求めておりますし、合併に当たっては経営陣の方々も、必ずそれを約束されているところでございます。ところがアンケート調査によりますと、信用事業や共済事業面での評価は高いのですが、施設利用の効率化や営農・経済事業面での評価は低くとどまっております、真ん中の表にございます「成果の低いもの(下位5)」と書いてありますワースト5でございますが、この最下位のところに営農指導の強化というものがあるわけでございます。合併農協の抱える経営課題として、合併農協自身が回答されている中でも、効率的な事業運営なり、施設、支所の機能再編・統廃合、こういったものがこれから必要だということが挙げられているところでございます。

続きまして6ページ、組合員の動向でございます。農協の設立当初、昭和22年に農協法ができた以後、農家の数というものが減少しておりまして、当初1950年代618万戸あったものが、現在では半減しているということでございます。また、農家構成につきましても戦後は均質な小規模農家を中心とする体制であったわけでございますが、現時点においては大規模農家等の担い手農家と多くの小規模な兼業農家というものに階層分化が進んでいるところでございます。農村の状況も非農家との混住化が進んでいるところでございまして、平成12年には農家数の割合が50%未満の集落というのが6割になっているという状況でございます。農協の組合員総数につきましては下の表にございますけれども、逐次増加傾向でございましたが近年は横ばい傾向にございます。平成12年度末で911万人となっております。このうち、正組合員は減少傾向で525万人、准組合員は増加傾向で386万人となっております。正組合員・准組合員についてはその下に定義をおいてありますので、御覧いただければと思います。

7ページでございますが、役職員の動向でございます。農協の理事の数は1組合当たり17.8人となっております。このうち常勤理事は、1組合当たり平均で2人、さらにそのうち実務精通理事、これは農協の業務に精通されている役員の方でございますが、これは0.5人という低い実態にございます。なお13年の農協法改正によりまして、来年の4月1日からは信用事業を行う農協については、常勤理事を3人以上、さらにそのうち信用事業を専任に担当する方が1人以上と、こういったことを義務付ける改正が行われておりまして、今後は実務に精通された理事が増えていくと考えております。2番目に、兼職・兼業規制の強化でございます。平成8年の農協法改正におきまして、これは他の銀行、その他の金融機関と同列に、信用事業を行う農協及び信連については代表理事と常勤役員等の兼職・兼業の制限が導入されております。さらに平成13年の農協法改正によりまして、これも来年度からでございますが、信用事業を行わない組合も含みまして、常勤役員等につきましては経営管理委員となる場合、それと、その他の省令で定めるものを除きまして、他の法人の職務の兼務が禁止されるという形になっております。省令で定める例外事由につきましては、右側の一番下のところに例示をを挙げております。

8ページでございます。経営管理委員会制度の問題でございます。農協と申しますのは、農家組合員が組織する協同組織でございますので、当然のことながら組合員の意向を十分踏まえて業務の運営を行う必要があるわけでございますが、一方で農協の事業分野は、多岐にわたるわけございまして、高度化・専門化している中で、迅速・的確な業務を運営していくということの要請も強まっているわけでございます。こうした2つの要請に的確に対応できる制度といたしまして、平成8年の農協法改正で、経営管理委員会と理

事を併用するという方式が選択肢として導入されたところでございます。その後、平成13年の農協法改正によりまして、業務がより複雑・高度化しております連合会につきましては、信連など一定のものについては経営管理委員会の設置を義務付けるとともに、経営管理委員会が代表理事の選任権を持つというような改善を行いまして、現在においては、導入が進みつつある状況でございます。右側の下にございますが、「経営管理委員会制度導入組合」というものが、信連を中心にだんだん増えております。また、全国連につきましては、全農と全共連につきましては本年7月に既に経営管理委員会制度が導入されております。また、信連については、16年4月からは全部が導入を義務付けられるということになっております。

9ページでございます。農協の監事数でございますが、これは1組合当たり4.6人でございます。平成10年度からは員外監事や常勤監事の義務付けが、これも他の金融機関と同様になされることになっておりまして、平成13年度からはその対象範囲が拡大されております。下にございますように、貯金量が50億円以上の組合では員外監事が、500億円以上の組合では常勤監事をおく必要があるわけでございます。農協の職員数でございますが、平成7年度から、農協系統が5年間で5万人の削減計画というものを打ち出されまして、その目標達成のために取り組んでこられたという結果もございまして、現在では31万人程度ということでございます。

10ページでございます。中央会制度でございます。さきほども申しましたように、中央会には、都道府県中央会と全国中央会がございまして、組合の健全な発展を図ることを目的に、指導・監査・教育等の事業を行っているわけでございます。特に監査については、まず平成8年の農協法改正によりまして、信用事業を行う農協及び信連について中央会の監査を義務付けるとことが制度化されております。さらに平成13年の農協法改正によりまして、これも来年度からでございますが、信用事業を行わない連合会につきましても、負債総額が200億円以上、例えば全農、全共連、さらに県の経済連、また厚生連の一部でございますが、こういったものについても中央会監査を義務付けるという措置が講じられております。それと併せまして、これは今年度、14年度から取り組まれておりますけれども、中央会の監査の独立性の確保とその精度を向上させるという趣旨で、今まで47都道府県におりました農協の監査士を全中の元にJA全国監査機構というものを設立いたしまして、そこが一元的に管理・指導するという体制を取りまして、さらに、公認会計士の資格をもっておられる方を監査専門の理事、役職上は監査委員長ということでございますが、これに選任いたしまして全中の他の事業と分離しておりまして監査事業の大幅な強化ということが図られたところでございます。

11ページでございます。農協の事業でございます。まず営農支援ということでございまして、営農指導、共同利用施設の設置、農作業受委託等についてふれております。営農指導につきましては、近年、担い手の栽培技術が向上しておりますのでそういった技術指導を求めるよりも、いかに農産物を有利に販売するか、またはどういう農産物を消費者が求めているか、こういったことに対する情報提供に対する期待が高くなっているところでございます。共同利用施設につきましては、多くの農協で施設が設置されているところでございますが、中には、その施設の集約が進まず効率化が図られていないところもあるということでございます。農作業受委託につきましては、農協が自ら受託する割合は2割程度でございまして、まだ低位な状況で推移しているところでございます。

12ページでございます。農産物の販売でございます。農協の販売事業の取扱高は、平成12年度には4兆9500億円でございます。ピーク時の

7割程度となっております。品目別にみますと、米の取扱高が大きく変動しております。特に米価の低迷、消費の減退、こういった影響が大きいのではないかと考えておりますが、一方では、担い手や大規模農家が農協を通さない販売といった方式を選択する傾向にあることも、要因の一つであろうと考えております。それで、今度は農協から見た場合に、農協がどの程度連合会を利用しているか、これが右側の一番下の表でございます。農協の系統利用率ということで見てみますと全品目において非常に高いという状況でございます。このことは、販売ルートが多様化によりまして農家組合員の生産した農産物を少しでも高く販売するといった取組が農協レベルではまだ、あまり積極的に行われていないことを示すものと考えております。

13ページでございます。系統の手数料でございます。農協 - 経済連 - 全農と3段階を経た場合で、販売事業全体で4.8%ということでございます。一方で、最近の消費者の関心事項ということで消費者の不安感という図を載せております。現在、消費者の嗜好というものは量よりも質を追求するということになり多様化・高度化しております。特にBSE問題や食品の虚偽表示事件等を契機に、食品の安全・安心に対する関心が大きく高まっております。その中で、この図を御覧いただきますと、農畜産物の生産過程の安全性ということに不安があるとするものが7割を超えるというような状況でございます。生産段階での安全性確保についても取組が必要であると考えているところでございます。

14ページでございますが、こういった状況を踏まえまして、農協が独自に販売チャンネルの開拓なり、安全性の確立等に取り組む事例もみられておるわけでございます。そういった農協におきましては農家組合員の所得の向上等を実現しているという報告を受けております。例といたしましては、JA甘楽富岡とJAふくおか八女を挙げております。

15ページでございます。生産資材供給でございますが、生産資材購買事業の取扱高は2兆6900億円でございまして、ピーク時の8割程度の水準まで落ち込んでおります。のところでございますが、農家に対する農業資材の供給シェアについて見ますと、一番下の農業機械では農協段階で50%程度で商系と半々でございます。農薬では7割程度、肥料では9割程度のシェアを持っておるところでございます。のところでございますが、農協は組合員の形式的な平等といったものがまだ強うございまして、農家のニーズに応じた適切かつ迅速な対応というものが十分でないということで、担い手・大規模農家の農協離れの一因ともなっているということが言われているところでございます。このため、近年では、大口割引等を実施している農協も調査しますと増えているわけでございますけれども、次のページにございませうように農協自体のマージンもそれほど大きくないわけでございます。割引をするにも限度があるということ、また、割引の状況につきましては、大規模農家層から申し出があった場合、割り引いてくれと申し出があった場合に対応するというようなことで、透明なルールという点ではまだ不満があるというような状況でございます。

16ページでございます。卸売物価と生産資材等の価格の推移を見ておりますが、平成12年の数字を見ますと、60年を100とした場合、総合卸売物価指数は20%落ちております。一応、農産物価格につきましては13%下落しているところでございます。一方で、生産資材につきましては、99ということでほとんど落ちていない、コスト削減が進んでいないという状況でございます。こういったことが農家組合員の経営にも影響を与えている状況でございます。でございますが、系統各段階での手数料率は全農 - 経済連 - 農協と3段階を経た場合で、生産資材全体で14%となっております。そういったことで、下に参考として小売業者の手数料率（マージン率）

を入れておりますが、これと比較してはそんなに高くはないという実態があるわけですが、一方で、やはり農家の御意見といたしましては商系より価格が高いと言われております。従って、このことにつきましては、全農及び子会社を含めた系統全体でどのように原料を調達し、流通し、販売し、それぞれの段階でどれくらいコストがかかっているか、こういったものの検証が必要であると考えております。

17ページでございますが、経済事業における組織整備の方向としては、全農との統合を行っているところが今33都府県連でございます。また、1県1農協、効率化経済連という形でこれまで取り組まれているところでございますが、全農と経済連との合併につきましては、まず合併ありきで事業・組織の効率化が後回しとされておりまして、農家組合員が合併メリットを実感できないといった不満・御意見が上がってきているところでございます。でございますが、農協系統では、「生産資材コストの20%削減」これを前回のJA大会で打ち出しているところでございますが、このうちの物流効率化につきまして、全農の構想では、全国の1ヶ所の事務集中センターを創設するとともに、現在1万ヶ所に存在する配送拠点を平成22年度までに300ヶ所に集約をするという計画になっているところでございます。

18ページでございますが、そういった系統全体の取組とは別に、農協の独自の取組により生産資材コストの削減を実現している例もあるわけでございます。JAあいち中央につきましては、この配送機能を一元化してコストの削減に努めておられるということでございますし、JAいずもの例では、ぶどうハウスを農業用資材ではなく建設資材を利用したり、商系の業者との競争入札等を行わせるということにより、低コスト高収入の生産システムを実現したというような報告があがっております。

19ページでございますが、生活関連事業でございます。生活物資の供給と申しますのは、年々品目が拡大してどんどん取扱高も増加してきたところでございますが、近年におきましては、一般企業が農村部へ進出したこと、また都市部へのアクセスが改善したことにより取扱高も減少し、多くの部門で赤字となっております、これが農協の経営に与える影響も大きいというところでございます。

20ページでございます。農村地域は、都市部に比べて高齢化が進行しておりますので、農協が高齢者福祉活動に積極的に取り組んでいる事例が多いわけでございます。助けあい組織やホームヘルパーの養成も進んでおりますが、一方では健康な高齢者を対象にした農産物の生産等の取組といった事例もあがってきているところでございます。

21ページでございますが、信用事業に関する状況でございます。現在、貯金の量は74兆円ということで、我が国預貯金全体の約7.1%を占めております。系統の信用事業につきましては、農協、信連、全国段階の農林中金の3段階で行われているところでございます。

22ページでございます。この農協系統の信用事業につきましては、ペイオフ解禁後も安定した金融の運営を行えるように、農林中金・信連・農協の総合力を結集して破綻することのない新たな農協金融システム、「JAバンク・システム」と申しておりますが、これが平成13年の農協法、JAバンク法及び農林中金法の改正により、確立されたところでございます。JAバンク・システムにおきましては、農林中金が、農協系統の総意の下に、問題組合の早期発見・早期是正のための自主ルールを策定いたしまして、これに基づき農協・信連の金融業務を指導することになっております。のところに自主ルールの具体的内容がございますので、あとで御覧いただければと思います。この結果、本年4月、ペイオフの部分解禁があったわけですが、自己資本比率4%未満の農協というものは全て解消されている状況で

ございます。

23ページでございますが、共済事業でございます。共済事業につきましては、先ほど申しましたように平成12年に47の県共連と全共連が一斉統合いたしましたして、事実上、全共連の開発した共済商品を農協が販売するという事業体制が確立したところでございます。全共連は、生命共済部門と損害共済部門と両方持っております、保険業界と比較してもトップクラスの規模となっているわけでございます。しかし統合メリットを早期に発現するするためには、施設・人員の配置の見直し等が必要でございまして現在これに取り組んでいるという状況でございます。

以上が現状でございまして、24ページのところに「農協の営農・経済事業改革に関する論点」というものを掲げさせております。これは「資料3」のほうを御覧いただきたいと思いますが、カラー印刷した資料でございます。その「資料3」の2枚目のところでございますが、経済財政諮問会議で「制度・政策改革集中審議」というものが小泉総理大臣の指示の下行われまして、その中で農林水産大臣につきましては、「国民の期待に応える食料産業の活性化と農業の構造改革を推進する観点から、以下の制度・政策改革を論じていただきたい。」ということで、その1番目のところに「農産物・食品流通体制の見直し(特に、農協改革)」とあるわけでございます。こういったことで、7月19日に総理のほうから指示を受けまして、それを踏まえて8月30日の経済財政諮問会議に武部農林水産大臣のほうから報告した内容といいますが、この「資料3」の表のほうの紙でございます。「食」と「農」の再生に向けた農協の構造改革が必要だということで、左側には情勢は大きく変化している状況を書いておりますし、それを受けて、現状においては、農協に対する色々な各方面からの不満や批判があるという例を紹介しております。そういったことで、さきほど協同組織課長からもお話がございましたように、有識者との検討の場を設置ということで、本日のこの「農協のあり方についての研究会」というものを開催することを決定したわけでございます。その趣旨は、ここに書いてございますように、国民の声を改革に反映していくということでございますが、その論点として総理に報告したものが4つございます。「消費者ニーズへの的確な対応」、「組織・事業の効率化・スリム化」、「アグリビジネスとの公平な競争条件の確立」、「補助金依存体質からの脱却」ということでございました。この4つの論点をこの24ページのほうで掲げさせていただいております。それぞれにつきまして、これまでのいろいろな農協に対する御議論等踏まえまして、事務局のほうで、さらに、細目の論点というものを一応掲げさせていただいております。当然ながら、これ以外にも論点がございましたら、委員のほうからご自由に追加されて結構だと思っておりますが、とりあえずこの説明をさせていただきます。

まず、「消費者ニーズへの的確な対応」ということでございますが、これはさきほどの資料にもございましたように、農協の販売ルートというのが共販という形で連合会向けということに固定化されている面が多いわけでございます。これを農家組合員の手取りの向上という観点から見て、見直し・多角化することが必要ではないかというようなことを御議論いただければと思っております。2番目といたしましては、当然ながら消費者の意見の反映ということが求められるわけございまして、やっぱり消費者が求めるものを農協が作っていくということが必要ではないかということ、どうやってこの意見を反映させていくかということ。3番目では、消費者・国民の1番の関心事項は、さきほどの資料にもございましたように、「安全・安心」をどのように図っていくかということで、こういった体制をどうやって作っていくかということでございます。JAグループとして現在取り組んでおられることもございますけれども、これをいかに実効あるものにしていくかという

ことではないかと思っております。

2番目が「事業・組織の効率化・スリム化」でございます。農協事業は年々拡大してきたわけですが、現在においては、赤字部門も多いというような現状があるわけございまして、一般企業でも選択と集中、今、産業の構造改革・経済構造改革が行われているところございまして、これを農協ではどうするかという問題。2番目は、事業の効率化の一環としまして、「農協事業の株式会社化」こういったものが図れないかということです。大臣も経済財政諮問会議の場で申しましたように、「農協型の株式会社」「農協の事業を行う株式会社」こういったものできないかというような論点でございます。3番目でございますが、全農につきましては、経済連との統合が進む中で、経済連が保有している子会社もそのまま全農の子会社という形になっておりまして、現在約250社の子会社を保有しております。全農自身といたしましても、これを将来的には半数程度に集約するというを申しておられますけれども、こういった子会社の整理についてのあり方といったことも論点となると考えております。農協システムの要員につきましては、現在30万人ということでございまして、この事業の見直しと併せた適正化の問題があると考えております。生産資材のコストの削減につきましては、これは農家組合員からも一番の要望事項、大きい声があるわけでございます。これを必ずやっつけていかなければならないということで、農協系統ご自身も今まで取り組んでこられているところでございますけれども、これをいかに実効あるものにしていくかと、形の見えるものにしていくかということが大事だと思っております。「営農指導のあり方」これにつきましては、営農指導に対する組合員の期待といたしますか、そういったものがさきほどの合併組合のアンケートでも多かったわけでございますけれども、一方では、農協の中では不採算部門だというようなことで、このあり方については非常に議論があるところでございます。武部大臣からは、こういう営農指導については、これからは専門特化していくということで、コンサルタント会社化のようなものもあるのではないかというような御意見等もありまして、こういったことも踏まえて御検討いただければと思っております。

3番目でございます。「アグリビジネスとの公平な競争条件の確立」でございます。これについては、アグリビジネスという言葉、これは、我々としては、農協と同様の事業であります営農サービスを行っている法人と考えておりまして、農協と農協以外のそういった同種の事業を行う法人、こういったものの公平な競争条件の確立というものが今求められておるといふふうに考えております。営農サービス法人のそういう意味では位置付けをどうしていくかと、農協との位置づけの差があるとすれば、それをどうしていくかということが一つの論点です。あとは独禁法の問題で、これは経済財政諮問会議でも指摘がございまして、この適用関係の検証を求められているところでございます。また、上場企業なり大企業につきましては連結決算制度なりディスクロージャーが導入されております。農協においては、信用事業を行う単協なり、信連なりにはこれは導入されておりますが、全農・経済連等については、制度的な義務付けは今のところなされていない。こういったことをどう考えるかということがございます。

4番目に「補助金依存体質からの脱却」でございますが、行政代行的業務、いわゆる国なり地方公共団体が行うべき役割を農協に代行させているのではないかと、こういったことが農協の負担になっているのではないかと、こういう御意見があるわけでございます。また、補助金につきましても、この農業者のための補助金または生産振興を図る目的で交付される補助金を、農業者が組織する団体ということで農協を通じて交付する機会が多いわけですが、こういったものについても、真に必要なもの等についての検証・

見直しが必要ではないか、農協を経由しないでも交付できるとか、いろいろな方法を考えていかなければならないのではないかと、こういう論点があがっておるわけでございます。

以上で、「農協系統の現状と課題」については、説明を終わらせていただきます。

もう一つ、「資料5」で、農協改革に係る各種会議での主な発言を集めております。これまでに農協改革に関して各種の会議で出ている発言でございます。後ほど御覧いただければというふうに思っております。

以上で資料の説明を終わらせて頂きます。

今村座長：はいありがとうございました。委員の皆さんの議論の前提になる共通の認識とございますか、土俵を設定するという必要があると考えましてやや詳しい説明になりましたけれどもご了承頂きたいと思っております。そこで武部農林水産大臣が丁度お見えになりましたので、御挨拶を頂きたいと思っております。どうぞ宜しくお願いします。

武部大臣：農林水産大臣でございます。ちょっと閣議があったり、記者会見がありまして遅くなりましたことをお詫び致したいと思っております。本日はそれぞれご多忙な皆様にお集まりを頂きましてまず心から感謝申し上げたいと思っております。

私が大臣に就任いたしましたから1年5ヶ月になるわけでありましてけれども、この間BSEの問題、また食品の偽装表示の問題など様々な問題が明らかになりました。私どもBSE問題に関する調査検討委員会から、これは1996年の肉骨粉の取扱いについての御指摘であります、「農林水産省の大失政」というような厳しい言葉で指弾されたわけでございます。私はこのことに対して一切弁明をするのではなく、これを謙虚に受け止めようとするように心に決めまして、それを国民の皆様の信頼に足る農林水産行政を進めていくためにはどうすべきかということで検討を進めてまいりまして、やはり一番大事なことは納税者主義ということを決して忘れてはならないと、それからもう一つは消費者にしっかり軸足を移すと。こういう農林水産行政に転換することがこれはひいては生産者のためでもあると、このように考えまして消費者に軸足をおいて農林水産行政を進めますという副題を掲げて「食」と「農」の再生プランを公表致しまして国民の皆様方にもいろいろ御意見を頂いて、これを設計図にして、しかもお題目だけではだめだということで工程表を作りまして14年度から16年度にむけてですね、具体的に何をどういう風に進めていくかというような工程表も明らかにさせていただいたわけでございます。

厳しい第三者委員会の御指摘は、私ども本当に真剣に農林水産省が改革を断行しなければ解体が迫られると、こういうふうには私は農林水産省の現在の立場というものを認識している所存でございます。

農協系統組織というのは私ども農林水産省にとりましてはパートナーの1人と、このように従来からも考えて参りました。消費者に軸足をおいて農林水産行政を進めるということ掲げましたので消費者も農林水産省・行政のパートナーの1人と考えていかなければならないと思っているわけでございます。

そういう意味で農協系統組織についても納税者主義、消費者主義というような考え方に立っていただきたい。今までどちらかという私ども農林水産省と系統組織の皆さん方といろいろな懸案について議論し、そこでまとまった案を共に目指して努力してきたのでございますが、やはり今申し上げましたような考え方から致しますと消費者の皆さんあるいは経済界の皆さん、各方面の方々からいろいろ御議論を頂いた上で、農協改革というものをスピードアップさせていかなければならないとこのように考えているわけでございます。総理からも農業の構造改革を推進する観点から農協改革の促進につい

てご指示を受けています。

私はいつも一生懸命やっている農協はすごい改革をしているということをしていろんな席で申し上げてるんですけど、こうしたことはマスコミ報道には全然表れません。農協改革、改革無ければ解体が迫られるということだけが表に出、農協系統のみなさん方からは、私が農協をバラバラに解体しようとしているのかというようなご批判を浴びる状況になっているわけですが、そのようなことを考えている訳じゃありません。私は今までの制度、仕組み、やってきたことを一度全部ですね換骨奪胎といいますか、それぐらいの気持ちで検討していくということが必要なんじゃないかと思います。そしていいところはいいとしてこれを認め、だめな所はだめとして改めていくと、そういう考えでございます。

本研究会におきましては、食の安全・安心に対する関心が高まっている中で農協が消費者ニーズをいかに把握し、これに的確に対応していくか。全農と経済連の統合が進む中で、農業者からの要望の強い生産資材コストの引き下げが不十分であり、系統全体としても組織・事業の効率化・スリム化をいかに図っていくかということで検討しているようではありますが、こういった問題。あるいは、農協と同様な営農サービスを行ってる事業者、最近法人も増えております、こういった皆さん方との公平な競争条件をいかに確保していくか。

当然独禁法の問題についても、御議論頂くのが当然だと思います。私がこういっただけで大臣は独禁法の除外規定の見直しをこの研究会で言ったと新聞に書かれますが、そういうことじゃありません。とにかくまずよく検討して頂くと、タブーを設けないということが大事だと思っております。

それからもう一つ行政が反省しなければならないのは、農協系統組織に本来行政がやらなきゃならないことを押しつけているという傾向がございます。そういった行政代行的業務や、農協系統を経由する補助金等について真に必要なもの以外は別の方法で、本来あるべき姿で対応することが必要ではないかと、こういったことなどについて重点的に御議論を頂ければありがたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、それぞれお忙しい皆様方ばかりで恐縮でございますが、私ども事務局にいつも申し上げていることはですね、この際既成概念にとらわれないこと、慣例や先例とか既成概念を捨ててニュートラルな考え方で、みな役所の方も事務局も検討して欲しい、こう申し上げているんですけども、あえて委員の皆さんにこのようなことを申し上げるのは僭越でありますけれども、そういうようなことで忌憚のない御意見を賜りますことをお願い申し上げまして御挨拶に代えたいと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

今村座長：ありがとうございました。それでは早速意見交換に入りたいと思います。

先ほど事務局から説明のありましたことについて御質問を含めて皆さんから御意見を頂きたいと思っております。時間の関係もございましてですね、先ほど説明しました資料4の一番最後の24ページにあります「農協の営農・経済事業改革に関する論点」が4つほど整理してあります。大きく4つの論点に整理してありますが、これから、今日初回でございますが、議論を始めますが、一つずつ分けてやった方が合理的かと思っておりますので、これから80分ぐらい時間があるんですが、4つで割りますと一項目について20分、委員が15人おいでですから、1分ちょっとということになって、これは困ったなと思っておりますが、先々議論深めて頂ければ結構ですので、できるだけ今日の所は総論ですから簡潔に御意見を述べて頂く、あるいはこれから必要とされる資料を資料要求も含めてご発言いただければ結構です。どなたからでもどうぞ宜しくお願いします。

始めに第1の「消費者ニーズへの的確な対応」というあたりからやっていきたいと思います。宜しくお願いします。

小林委員：私も申し上げたいことがたくさんありますが、できるだけ要約して言うと、まず資料の確認をお願い申し上げたいんですけども、12ページにですね、表がございますね。3番目でございますか、「農産物の販売における農協の系統利用率の推移」、この説明の中でですね、単位農協レベルでは販売をしてないじゃないかみたいな御説明がありました。表だとそのとおりでございます。全く変化しておらない。12年度において、米から肉と果実までずっと見るとですね80、90という数字だと、これを説明の中で多分落とされたんだと思うんですけど、実はひとつ代金決済の問題があるんですよ。組合員から受託販売でございますが、納めたけれど金がとれないという事実を我々経験しておりますから、従ってそれはやはり系統の上部団体の力のある所を通して売っていくという思想が実はございまして、売るということは金を取って売ったということですので、私は45年間農協におりますけれども、何回か実はそういう体験をしております。従って今この表を見まして、そのように感じまして事務局の方でもそういう部分をただ単に表のパーセンテージだけでなくってですね、販売の物がどうしてこう動くんだろうという中でですね、大規模農家が離れてるといような簡単なことですけど、私はそうとは思ってない。農協系統が全国連でつながるといのは代金決済っていうのが非常に大きなウエイトがある。それだけ資料の中で欲をかくてはいけませんから、たくさんありますけれどひとつだけ申し添えたいと思います。私がそう解釈しているということでございます。

今村座長：はい。ありがとうございました。なにかありますか。

経営・組織対策室長：ただいまの御指摘につきましては、代金決済の問題があるということは我々も承知しております。この実態については、次回に資料等でお示ししたいと思っております。

松崎委員：大変広範にわたって克明な説明を頂きありがとうございました。我々ビジネスやってる立場からしますとですね、見てきまして本当に全体像がわからないんですね。これだとどこから手をつけてどうやるかと非常に難しい問題だと感じます。ですから幸い農業全体という難しいんですが、農協の問題ですから、法人ですから、全体のバランスシートと、損益計算書と資金運用表それと例えば事業別とか費用の項目別とかそういうものをもって、それが過去5年くらいあってそれからどうしようかということであれば具体的な問題が頭に入るんですが、個々に出てくるとなかなか難しいということで。例えばこれ見ますと売上5兆円くらいあって、それから資材の方が約3兆10億と8兆円でもって30万人以上の規模の会社ですから、大変なことだと。まずそれがないと議論が始まらないんじゃないかと私は印象を持ちました。

それから先ほどの御説明の中で、34万8千人いたのが5年間で5万人減らすということでスタートをしたということで、ただ、まだ31万2千ですから約1万4千足りないんですね。30%近く不足だと、企業だとなんでこうなってるんだと、そこが問題なんですけどね。それはやっぱりあまり問題にされてないと、ここまで減りましたと、目標を作ったおかげでしたというようなことで企業と大分差があるなとこういう感じがしましたので、次回是非そういうデータを出して頂いて、我々が全体的な判断できるような形にして頂ければありがたいと思います。

今村座長：はい。よろしゅうございますか。どなたかどうぞ。

松下委員：ただいま大臣見えているのでちょっと伺いたいと思いますが、この2番目の組織・事業効率化の中のいわゆる農協事業の株式会社化、農協型株式会社と大臣はどのようなことでこういうこと、どういう形を想定されているかということをちょっと伺いたいと思います。

武部大臣：農協型株式会社というのは、私の思いつきの域を脱しないんですが、こんなことだと経済界の人はギョッとするかもしれませんが、私は農業と工業とはちょっと違うと思うんですね。農業というのは公益性、公共性があります、それから農村地域と一体なんですね。そういうことを考えたら農協の事業には、経済事業、金融事業、共済事業、福祉事業などがありますけれども、私は場合によっては補助金もらえる会社というのがあっていいんだと思うんです。だからといって第三セクターというのは非常に効率悪くてうまく行ってませんね。公設民営化ということもありますね。施設は補助金をもらって作って、しかし経営の方は完全な民間会社に任せるとかですね。これも一種の補助金をもらえる民間会社のひとつかもしれません。

それから農協の経済事業、私の感じているところを率直にいいますと、市場は刻一刻と動いているのにですね、とにかく理事会だ、総会だとか全体の意思決定に時間がかかるんです。そして農家には、兼業農家もいれば専業農家もいろいろあるわけですね。その中で、それぞれのニーズに機敏に適応できないという問題あるんじゃないでしょうか。ということは思い切って分社化したらいんじゃないのかと思うんですね。それからAコープなんかですね私の北海道あたりはほとんど分社化してますよ。もう民間だってどこかのコンビニエンスストアに全部預けてしまっている所もありますけど。ところがこれを直営でやっているとなかなかうまくいかないことが色々あると思うんです。ですから私は、これは生産者の皆さんにいった言葉なんです。株式会社というのは、農協型株式会社というのがあるでしょと。

経済財政諮問会議でもそういう発言してますし、NPOってこともできるでしょといったらだいが怒られました。それは農協型NPOと考えればいいじゃないですか。農協そのものがNPOじゃありませんかと。WTO交渉とかにでかけるのはNGOとかNPOの範囲で行ってるわけですから。ある意味では農協というのはもともとNPOだったのじゃないかと、それは原点に福祉事業とかそういったことはですね、地域振興に関わる問題はそういうふうに4つの事業をひとまとめにしてですねやるんじゃないかと、ひとまとめに連結することによってお互いに助け合っているところもありましょうけど、やはり経済事業は経済事業としてやっていった方がそりゃ生産者や組合員のためじゃないですかと。

そういうようなことでちょっと松下さんの質問に対して的確に答えていないかも知れませんが、私政治家ですから経済人じゃありませんので、イメージとしてねそういうことを考えています。そういうことができるのかと思われるでしょうが、そりゃ国会で法律つくればいくらでもできますよ。いろんなこと考えられるじゃないですか。私は公設民営化なんかは一つの方法だと思います。農業用の施設などを個人で扱うわけにはなかなかいかないでしょう。国からも食の安全だとか色々なことで農協に要求もします。それに対しては財政支出を使ってやってもいいと思うんです。その事業主体が地方自治体であっても農協であっても良いのでは、と。だけでも経営は民間会社が、それは農協さんでつくったらいいじゃないですか。あるいは農協で自信がなかったらどこかの会社に全部任せたらどうですかと。自信がないとは失礼だと怒られるんですがね。そういうようなイメージでございます。

和田委員：消費者ニーズへの的確な対応というポイントがこういうところの論点の一番最初にでてきて、ほんとに時代が変わったなと思いながら眺めておりました。農協の営農指導が非常に大きなポイントとなると期待しております。それで、私たち普段直接農協と関わりがあるわけではありませんけれども、やはり消費者にとっての商品を買いますときに必ず農協というのは関係があって、私たちの手元にいろんな農産物が届くことが多いわけですから、非常に関連のある立場にあると考えております。農協が一体全体何やってるんだと

というような感じがするのは、さっきもちょっとお話にでましたけどBSEのことがでましたが、BSEの発生のルートはまだ解明されてはおりませんけれども、一頭一頭でましたときに必ず農協からエサは買ってたんでとか、代用乳の問題もそうですし、そういう話ができるんですね。それでやはり農協というのがそれだけ非常に責任のある立場にあるということを十分に考えて頂きたいなと思います。

もう一言言わせて頂ければ、消費者がもう自己責任というものを非常に問われています時に生産者の方が必ず農協で買ったんだということで、これはBSEに係る問題だけではなくて例えば生産農家に伺って肥料のとなり農薬のとなり伺いますと、「いつも農協から買っていつもずーっと同じ物を買ってるんです」ということで、その表示なんてのはあまり見てらっしゃらない。現物の表示あるいは大量の場合には伝票だけになる時もあると思うんですけども、質問したときにあまり的確にお返事が返ってこない時が多いんですね。やはりある意味でいったら生産者の方も自己責任を問われる時代になってくるのではないかなということを感じております。

2番目に偽装表示の問題で、いろいろな企業の偽装表示がでてきました時に、「やっぱり産直じゃなければだめなのかな」と言ったら、産直もやはり信用できなかった、ということでその責任というものを十分に考えて対応して頂きたい。最近に至っては無登録の農薬が農協を経由して生産者にわたっていたと、これは法律の整備も必要だとは思いますが、「どうしてそんなことを農協がやるの」というのが正直なところ消費者の受け止め方で、ここにあります「消費者ニーズへの的確な対応」のもう一つ手前の段階として姿勢を正して頂きたいところが何点かあるということ、大変勝手な言い分ですけど申し上げさせて頂きます。

今村座長：はい、ありがとうございます。そのほかどなたか。はい梅津さん

梅津委員：山梨でイズミ農園という会社やってる梅津ですが、私が農業始めて22年たつんですがその間状況がものすごく変化して、実はよくこういうところに出されてなんか言えていうんですが、例えば今度の農協問題、農協の仕組みなんていうのは世界に冠たる仕組みだと思ってるんですね。じゃなんでこんなにいまみんなに批判されてるかっていうのは、時代に合っていない。例えば資料4の一番最後の先ほど詳しくやったところですね、これみて農協なにしなければいけないかというのはこれで議論終わりですよ。そのときにですね、こういう議論の時に、まず例えば食の安全といったときに、体の健康に対する安全と量の安全ということをきちっと分けて議論することをやらないといつもグチョグチョになっちゃうんですね。

それともう一つは例えば補助金がどうだとかいろいろあるけれども、全体の流れの中でですね、農協が本当にですね、今のニーズに合わせられるようになってくるかということ。つまり食が足りないときの食管から始まった流れで全部やってきているわけですよ。だから農薬をかけるとか、化学肥料がどうだとかという以前にもっと作りなさいというところからきてる時に、急に物があまってきてるんだから、ニーズに合わせて作りなさいってコロっと変わったわけですよ。僕はやっぱり、これをきちんともっともっと農協が勉強して知るべきだと思うんですよ。物を売るということ。つまり「思想としての農協」ということと、「経済事業としての農協」をはっきり分けて議論してないんですよ。だから例えば、小林委員はうちの県の中央会の会長でしてね、要するに中央会としての思想としての農協運動と、事業としての農協運動をですね、やっぱり座長にいつも僕お願いするんですがこういって、やっぱり論点を分けないといつもゴチゴチになっちゃうんですね。

それから例えば物を安くしたって何にしたって一杯出てますよデータが。

おかしいですよ、農協が17%しか平均はねてなくて、商系が20何%はねて、農協から買う方が高いんですから。おまえら仕入が悪いからって単純ですよこれ。物がまとまってなぜ高くなる。だから僕買わないわけです。単純なんです。だからそんなことは誰が見ても一目瞭然で、それよりもそれをはっきり分けて、是非先生今回ですね、先生じゃない座長、議論して頂ければ非常におもしろいんじゃないかと思ってます。

今村座長：ありがとうございます。

小林委員：私、ずっと資料を見てですね、残念なことが一つあるんですよ。

これは、私だけの考えか、あるいは農協の全国の組合長さんや職員にこれを出すとですね、一つだけ重大なことが落ちている。

それは、心の領域の問題なんです。

この間、厚生連で調べさせましたけど、秋田県だとかですね、長野県あるいは、新潟県へ行くと厚生連の主催する病院が十いくつもあるんですよ。あの雪国に。なぜああいうところで病院を作らなければならなかったかと、これは利益を得るために作ったんじゃないんですよ。行政か農協がやらなければあの地方の人たちは、まさに病気になっても診てもらうところがない。今、福祉厚生なんかでだんだん入ってきていますけども、当時赤十字病院でも5万人以上でなければ病院建てなかったんですよ。その時代に農協がですね、団結してお互いに助け合おうとって作ったのが、今、新潟や長野や北海道にいっぱい病院があるじゃないですか、採算とれていないんですよ、全然採算とれていない。そういう心の領域の部分がですね、やっぱり何かに反映されてもらわないと、私ども農協運動としてずっとやってきた人間はですね、まさにイズミ農園社長のおっしゃるとおり、農協論的に言いますとですね、私はこれは点の上げようがない、本当にそう思っています。

もうちょっとですね、農業協同組合運動がなぜ起きてきたか、農地法の改正をなぜやったか、農地法の改正をやったために日本の民主主義が確立したとか、その時に働いた農協の位置付けなり、戦後の食糧（難の時代）の、日本国中の1億の国民がですね、餓えずにすんだその時の農業団体がですね、経過等を踏まえながら、やっぱりひょっと変わられると、誠に困るわけで。「遅い。」、「遅い。」と。よそが早いわけですよ。私どもがモモを作ったって8年かかるわけです。

今村座長：すいません。時間がありませんので・・・。

小林委員：はい。8年経たなければ実がならないんですよ。農業というのは、所詮そういうものなんですよ。以上でございます。よろしく願いいたします。

品川委員：24ページに4つの論点として整理してお出しになっておりますけども、私ども生活協同組合という場で仕事をさせていただいております、組織の原理という点で農協と同じ原理で運営しているんですが、決定的に大きな違いというのは生協の場合にはあらゆる面で競争条件にさらされた中で事業をやっているということ、その点が農協との大きな違いとしてあるように思っております。

そんな点で、4つの論点をこういうふうに出されておりますけども、例えば消費者ニーズへの的確な対応ですとか、組織・事業の効率化、スリム化と、全く並列に並んで、公平な競争条件の確立という論点が立てられるわけですが、利益が確保された中で消費者ニーズへどう対応するかの競争であり、あるいは事業の効率化・スリム化を、競争の中での検討というのが、必要なのではないかと思います。羅列的にということですね、少しそういう構造での検討にしていただくと必要がありはしないかということです。

それから3番目に、アグリビジネスとの公平な競争条件の確立というふうに書かれていてアグリビジネスというのは、営農サービス法人だという御説明がありましたけども、アグリビジネスという関係だけに狭くとらえないで

もう少し広く考える、また、独禁法という問題だけでなく広く考える必要があると思います。独禁法というのは、私ども生協の場合にも法律上は適用除外ということになっているわけですが、ウエイトは極めて小さい問題なんです。そんな意味で論点の編成なり整理の仕方をもう少しお考えいただけないかな、というふうに思っております。

小島委員：私は、全中から頼まれまして経済事業の刷新についての委員会の主査をやっておりますのでその面もございまして、今日の論点に関連いたしまして、さきほど品川さんから話がありました24ページの論点でございますけども、4つに分けられたこの意味というのはちょっと違うんじゃないかなという感じがします、重さが違います。

重要な問題というのは、消費者ニーズへの的確な対応、これは重要だと思います。特に安全・安心の問題からいうと、これは非常に重要な問題。

それから、組織・事業の効率化・スリム化とございますけれども、原初的な問題ではなくて先ほど梅津さんから話があったように、経営の確立をどういうふうにするかということが大問題でございます、経済事業としてのJAなり、あるいは全農の経営をどういうふうに確立するかということが、重要な問題ということです。

3番目の問題は、こういう事業と行政との関連というものをどういうふうにか考えるかということが重要な問題でございます、これはコメの問題でコメの管理がこういうふうになってきたときに、経済事業というのはどういうふうになってきたんだというような問題、あるいは行政の問題とは、さきほど大臣が言われたような食肉の問題についての関連の行政の対応の問題だとか、あるいは農薬の登録の問題だとか、いろいろあるかと思いますが。

この3つに分けて考えた方が、より実質的な議論になるんじゃないかと、まあ、内容については申し上げますけども、以上です。

今村座長：ありがとうございました。もう少し、検討させていただきます。

どうぞ、館本さん。

館本委員：デリカフーズの館本と申します。

今回こういった会に呼んでいただいたのはですね、かなり大臣がやはり日本の農業を基本的に変えなきゃいけないなと、いうことを考えてみえるんじゃないかなと。それはやはり放っておけばですね、やはり完膚無きまでも叩かれるだろうと思うんですね。ですからやはりここは農協とか今までいろいろとやってきたことはあると思いますけども、やはり日本の農業ということをはっきりどうしていくのかということをはっきり考えないといけないと思うんですね。

まず、第1点は、ものすごく農業に追い風が吹いている、どこからかという医学界から吹いている。遺伝子情報が判れば判るほど食べ物というものがものすごく大事になってきます。これはもう、アメリカがヘルシーピープル2000計画、デザイナーフーズ計画でですね、2000年から寝たきり老人が減るような形になってきていますね、食べ物というのはものすごく大事です。それから、2010年くらいからは食料ということがものすごく大事になってきます。ですから、日本の土地をですね、何とか変えなきゃいけないですね。ですから日本の農業を考える中で、農協をどうしていったらいいのか、本当に農協というのはものすごく役目があったってやってきたんですよ。でも50年も経つとどんな会社もくたびれちゃうんですよ、良いこともありますけども悪いこともあるんです。悪いところは変えればいいですね。だから大臣が言われたとように、一度ザッと無くしてしまう、白紙にして、「俺たちはこうやってきた」ではなくて。

本当に食料が2010年から2015年にかけて大事になってくるんです。その前に、健康なんですよ、30兆円医療費に使っているんですよ、3

0兆円。農業には30兆円という市場があるんですよ。ものすごく大きな市場があるんです。食べ物は、薬になるんです。今、寝たきり老人というのが、ものすごく問題になっているんですね。平均寿命が、今81歳でしょ、74歳が健康年齢です。6歳の差、ここにものすごいカネが使われるんです。国家が滅びちゃうんですよ。であれば、農協とかいろんな立場がありますけどもね、食べ物を本当にどうするんだと、日本人の健康を考えたらどうするんだと、僕はここに「食と農」とありますけどもね、僕は「医」も入ると思います。医学界からもものすごく変わります。健康＝遺伝因子＋環境因子なんですよ。で、環境因子ってなんだということですが、運動と食なんですよ。食ってなんだと、それでやはり入っていけば、自分たちの立場というのは、ある意味では無くても、もう一度構築し直せるんですよ。30兆円の市場があるわけですから。まあ、今日はこんなところで。

今村座長：野村委員、先ほど品川委員や小島委員から論点を立て直せと言われたんですが、全体を含めて結構ですから。

野村委員：既に、お話が出ているんですけども、経済情勢、農業情勢はもちろんのこと、経済情勢はものすごく大きく変わっているわけですね、従いましてそれに応じて農協も変わらなければいけないんですけども、それがなかなか変われないと、こういう現状だと思います。館本委員からお話があったようにですね、農業がおろそかにされるとということは、これからの日本にとって極めて不幸なことであるというふうに私も思います。

それで、この論点の件なんですけれども、私は大きく変わる経済・社会情勢ですか、それから農業情勢、これに対応して、あるいは将来をにらんで、農協はどうあるべきかというところをですね押さえておかないとですね、仮にこの4点でやったとしてもですね、議論は常に平行線のままで終わってしまうのではないかという気がいたします。従って、この研究会の名前のとおりですね、農協のあり方をどうするんだと、いうところを少し念頭におきましてですね、全体を把握していかれたらどうなのかなというふうに考えております。

有塚委員：有塚でございますが、私も論点整理の件について、一言と思っておりますけれども。

皆さんご存じのように、8年前WTOを受入し国の立法院で決議したことが葬られました。それからですね、食の問題、日本の農業をこれから一体どうしたらいいんだと、そういったことでですね、政治も学問も、農業も財界も消費者代表も含めてずっと審議をして参りました。そして、やっぱり世界に通じる農業はですね平成10年12月8日、私は昔の人間でありますから開戦記念日を知っているんですが、12月8日にですね農業改革大綱というものが出ました。その農業改革大綱というのはですね、2つからなっております。

ひとつは、市場原理の導入、規制の緩和であります。

言ってみると日本の農業は丸裸になった、これが世界に通じる意見なんです。こんなことでは日本の農業は吹っ飛んでしまうということで、同じような各界各層のメンバーで、消費者代表も政治も学問も全部含めましてですね、農業者ももちろん入りましたし、その中で決められたことがですね、いわゆる新しい農業基本法であります。この新しい農業基本法の中にはですね、いわゆる農業者の役割、それから私ども組織の役割、それから政治の役割、きちっとですねお互いに決めたいんです。農業だけの法律では、農民だけの法律では国民の支持が得られない、消費者の共感が得られないということで、新しい法律はですね、いわゆる基本法は国民法に位置付けたんです。国民が、国家が存亡していくためには、こういう農業の理解と中身の先見ならんということでありまして。それに基づいて、私どもの組織は平成12年であります

けども第22回のJA全国大会を開きました。そして、そこです、農と共生の話をお互い理解し合った訳なんです。そして、全国各界各層に向けて私も農協の組織はこうあるべきだということを声明し、それに基づいてそういったことを判断した訳なんです。そこでいろんな食料問題の偽装問題ですとか、様々な問題が、いわゆるルールに乗ろうと思っている時に出てきました。そこであらためて農協のあり方について平成12年からやってきている訳なんですけれども、手厳しくいろんな意見が出ております。謙虚に私は、それは、聞かしていただきたいと思っておりますし、それから私どもがですね国民合意の中でやろうとしていることも、こういう場で御理解をいただきたいもんだなと、そう思っている次第であります。以上です。

牛尾委員：私は、現場で生産者の皆さんと商品開発をしている立場からお話をさせていただきたいんですが、私の実際の経験なんですが、今、東北郵政局でゆうパックをやっているんですが、ある地域の郵政局と相対取引で東北からお米をその地域に、その地域から特産品を東北に送るという企画を出したんです。郵政局さんは納得して下さったんですね、ところが農協さんから「NO」という。東北ではなくて、その地域の農協さんから「NO」という話が、お米を売られては困ると言われたことが実際にあったんですね。

で、確かに、お米というのは大事ですし、各地域で作る商品というのはあると思うんですがね。やはり各地域が個性と多様性を持った商品開発というものを、それをしかも例えばゆうパックだといろんなネットワークがありますから、それを使って流通させるような柔軟な仕組み作りに対するもうちょっと柔軟な姿勢があるような、農協さんになってもらえば販売ルートの見直し、多角化という話がありましたけどもね、せっかく企画を持っていてもそういう形でつぶされちゃいますと、結局は生産者の方が一番迷惑がかかるんですね。ですから、私のような現場でやっている人間の見方もあるなということを取り入れていただければいいなと思います。

岸委員：基本的に先ほどの小島さんの御発言にあったような考え方で進めたらいいんじゃないかと思っておりますけども、ちょっと気になりましたのは、梅津さんの言われたことと、小林副会長の言われたことがあたかも対立しているように受け取られはしないかとちょっと感じました。

つまりですね、梅津さんは「思想」という言葉を使われましたけども、「運動論」と言ってもいいと思うんですね。あるいは「理念」と言ってもいいんですが、ここでやるべきことは、協同組合の理念というものをしっかり踏まえた上で、しかし、経済事業の効率化できるところは、徹底的に効率化していかなきゃいけないという考え方に立たなきゃいけない。梅津さんはそう言っておられるし、小林副会長もそこはそんなに変わらないんじゃないかと思えますね。ですよね。

我々が今やるべきことは、とりあえず理念はもちろん踏まえるんですが、特に2番目に挙がっている経済事業を中心にですね考えていくということだろうと思うんですよ。実は、そんなことは、気の利いた農協はみんな既にやっているんですね、やっていると思うんですよ、僕は。それから、生協などはですね、最初から理念と事業の相剋に悩んで、なんとか統一しようと思ってやってこられたと思うんですよ。農協の場合、若干まだその点が分裂していると思うんですが、そういう意味で、小島さんが言われたような論点の整理でいいと思います。経済事業だから徹底的に効率化していく、そのことが組合員にとってはもちろんありがたいことであり、消費者にとってもそれはいいという結論を出さなきゃいけないと思うんですね。ただですね、3番目の論点はですね大臣が公約にされておりますからこれ抜きにというわけにはいかないでしょう。

そこで、一つ問題があると思っているのはですね、この問題は、どうも伝

聞といたしますか、どっかでこんなこと言っているけど、という話が非常に多いんですね。そうではなく、なるべく具体論でやりたいと思うんですね。例えば商社が何かやろうとしたときにこういう不都合が具体的にあったんだと。先ほど13件の例が挙がっていますね、48年間で13件ということは、4年にいっぺんくらいですね、実際に独禁法違反になるというケースは。これはもちろん論外ですけどもね、そうでなくて、もっと表面に出てこないようなケースがいろいろあるのかどうか、なるべくそれをですね、誰かがあんなことを言っていたというのではなくて、具体論としてできればこの委員の方々に出していただきたいというふうに思うんですね。それをひとつ事務局にお願いをしたい、と思うんです。以上です。

今村座長：ありがとうございます。

では、鈴木委員どうぞ。

鈴木委員：鈴木でございます。

いろいろ御意見等ありますが、やはり今の日本で自給自足できる生産確保ということが、やはり一番最終的には消費者の皆さんの幸せにつながることでありたいと思っております。私ども流通の段階にありまして、やはり国産品を愛用したい、質が良い、新しい、そういう安心の中でのものを消費者の方は求めていると思います。そういった中で、そういった生産を確保するのは、今までの農協さんの形ではいけなかったのかどうかということ、それはかなり役に立っていた流れであったと思います。

ただ先ほど大臣のおっしゃったように時代が変わってきた中で少し中身を変えなきゃいけないんじゃないか、ということにつきましては、それはあると思います。いわゆる消費者の求めているものが新しいものへのこだわりであったり、特殊なものであったときに、それに農協さんがどう対応して消費者のニーズに応えるのかとか、あるいは食生活のスタイルが変わってきたときにこれは生産の手法だと思えますけども、こういった品目なりこういったサイズのもの皆さん喜ぶことになるのか、対応の変化というものが必要だと思えますが、やはり私は、先ほど思想と経済とおっしゃっていましたが、やはり農民団体というのは一つの共通した思想がですね、農村における一つの経済活動の基盤にあると思いますので分けることは最終的な技術の問題だと思います。やはりそれは両方相まって大事なことだと思います。

そういった意味で私は農業協同組合の活動というものは、日本にとって大事だと思います。やはり先ほどいろいろ御意見ありますように、どこをどう変えたらいいんだろうか、ということにつきましてはですね、皆さん一緒に考えて、いずれにしても国内生産量をある程度確保できるということは最終的には国民の皆さんに報いることになりしますので、それをベースにしていかに農協さんの活動を近代化していただくか、というふうに考えたいと思っております。以上です。

今村座長：ありがとうございます。

橋本さんいかがでしょうか。

橋本委員：論点の前に、実務ですっとやっているものですかからいつも思うんですが、こういうところに出てきて話をしても、あまり実効がないというか、そういうことをいつも思っています、やっぱり実践した方がいいと。実践したことが、事例になって、私どもで言うベストプラクティスというわけですけど、それを仕組みとして広げていくという方が実効性があるというふうにいつも思っている。今回たまたま、私どもの人間がチェーンストア協会の会長をやっていますので、そういうことでお選びいただいたと思うんですけども、自分は長くそういう仕事に携わっていたということがある訳ですけども、やはり6ヶ月間という中で結論を出さなければいけないということで、農協の経営問題を揉むんだらうなというふうに思っていたわけです。

これは、消費者ニーズの問題というのは、ここのところで本当に農林省さんが一番変わった点だなということで私のもう一つの委員会の分科会に出さしていただいているんですけども、変わってきている。これはやっぱり農協の経営を考えたときには、消費者ニーズというのは何か、というのは非常に難しい問題ですけども、議論なしには存続できない、継続的にですね、存続できないというふうに思いますし、安全・安心というのは前提条件だと思いますし、競争条件のことも入るしということで、私自体は農協自体の経営問題というような観点から見ていって、それ以外のことは、もう農業問題について沢山のことがあるわけですし、先ほども委員の皆さんがおっしゃったことだと思ふんですけども、そういうふうに思っています。

その中の一つでですね、16ページのところにあることですね、まあ経営問題というふうに言ったときには、少し中身のことを見ていかなきゃいけない。先ほど松崎委員の方からもあったP/LやB/Sの問題ということがあったわけですけども、ここのところでちょっと出ているのが17.7%の手数料のマージンということと、これと実体コストというのは関係ないと思ふんですね。そこでマージン取っていたって、マージンで17.7でスーパーマーケットのところは23だということで、じゃあ例えば外国から持ってきたものを売って半値のものを23%のマージンを取っているとしたら、17.7よりは半分の値段以下で売っているというようなことだって起こりうるということをおもうんですね。

ですから、そういう意味合いから言っても、我々ABCと言いますけども、やっぱりそれぞれの活動におけるそのこのところでの得べき、言ってみれば付加価値というようなことが本当に実現されているんだろうかという観点ですね、そういうところから見ていかないと対比のところと言うと、「スーパー」と入っているから言うわけではないですけども、駅前の一等地のところではいろんなことをやっているところと、これは補助金ももらっていませんし、そういうことから言うとちょっと違うなという、もう少しなんて言うんですかね、一般の企業とかそういうところで、やっていることとの、ある意味で商系との間の競争条件に立たされているわけですから、もう少し一般のところに乗りながら対していくということが大事なんじゃないかな、というふうに思います。以上です。

今村座長：ありがとうございました。まだ御発言ない、門傳さん。

門傳委員：まあ、あまりにも間口が大きくてですね、何から喋っていいのかわれですけど、まあ、大方のところは多分皆さんそう根本的な意見の違いはないと思うんですけども。特に私が立たされている立場、いわゆる担い手からするとですね、今の農協のあり方というのは、決定的に違っていて思われるのは、私がJA青年部に入って間もない頃までいわゆるその米価運動中心の、まあ青年部活動もそうですけど農協主体というのが多かった。特に私は宮城ですから、いわゆる米の主産地と言われる所なんですけど。皆さん色々御指摘の時代が変わったというところ、その辺からの境目ですね、いわゆる米審が無くなった、米価運動が無くなった頃から、今日までのJAの有り方がですね。

なにせこの単体30万の職員を抱えるというのが多分日本でも有数の良くも悪くも巨大総合組織という中でですね、あまりにもやっている事業が多すぎ、間口も広すぎて、多分ここで毎日朝から晩まで言っても、なかなか収斂しないような議論になるんだろうとは思いますが。ただ、いずれにしてもですね、歴史的なものはそうだとしたとしても、今後もやはりこういう組織というのは当然必要なわけですので、特に日本における、農業の中における農協というものをですね、どうも多分、まあ大臣の意思と若干違ったような報道があるかもしれませんが、まあ、これですね、いわゆる解体的改革を促すためのアリバイ工作に決して私は乗ることは無いわけですけども、た

だですね、やはり改めて組織を見直すとかですね、そういった部分、特に組織というものに特に協同組合組織のいろんな部分、いわゆる「ダサい」と言われるような今の状況があるわけですけど、やはり本当に大切なところをですね、株式会社は株式会社の良さがありますし、協同組合は協同組合の良さがありますので、その辺がですね十分に認識されないわけで。その辺がですね組合員・職員も当然あるわけですが、そのこの部分の問題がですね、色んな委員の方が触られましたけれども根本の正にあるべき姿が、忘れたわけじゃないんでしょうけど、一寸見失いつつあるというのは多分あると思うんですね。それが各事業に渡ってなかなか振るわないということの一因がもしもありませんので、まあその辺からすると、どうも農協批判の、その経営トップうんぬんという形に成り易いですが、それはそうとしても、実際に構成しているのは組合員ですので、組合員の本質的な問題をですね、何故農協に出資しているのか、ただ単に親から受け継いだとかというのはあるとしてもですね、そういうことをしっかり見ないとですね。

日本の農業協同組合、正に社会的インフラな訳ですね、殆ど日本全国全てを網羅している訳です。都市部から僻地まで全てあるわけですから、まあそういう意味では郵政と似たようなところがあるかもしれませんが、だからそういう意味で単純に競争だけでは言えない部分、やらなきゃいけない部分ですけども、その辺がなかなかジレンマがあって、思うように目に見える形での改革が進んでないというふうに捉らわれること、これも事実だと思います。その辺ですね、大変この難しい問題、かと言って存在を否定もできませんし、無くしていいというものでもないんで、その部分を色々、枝葉末節な議論も、当然日々行われている経済行為ですから有るわけですけど、やはり根本、幹の部分をしっかり押さえてぜひ座長にはこの会議を進めていただければ大変有りがたいというふうに感じています。以上です。

今村座長：はいありがとうございました。(この問題は)なかなか難しい。後8分くらい予定時間がございますが、

岸委員：今、門傳さんからですね、農協ってのは地方においてはね、実質的に社会的なインフラだという御発言がありました。正にそういう形になっていると思うんですね。そこで大臣が居られるんで一寸お伺いしたいんですけどもね、ただ分社化とかあるいはコンビ二に事業を任せるってやり方ってあると思うんですね。前の農協の検討会でもそういう提案をちゃんとしているわけですけども。

その時問題はですね、人が減らないとなかなかコストが下がらないってことなんですよ。31万人が何故今まで減ってないか。これ、もちろん農協自体の改革が遅れたことでもありますけど、同時に、社会的インフラっていう意味では非常に安定的な就業の場であるってことなんですね。つまり役場と農協が一番安定した就業の場ですよ農村へ行きますと。だからなかなか減りにくいってのがたしかにあるんですよ。それを、企業のようにクビ切りできれば簡単なんですね。けどなかなかできないと。その辺を大臣、何かいいアイデアありますか。

武部大臣：今、岸先生が仰ったようなことが大事なポイントなんですね、私たちが感じていることで。まあ、30万人が多いか少ないかという議論がありますけど、見てますと確かに多いんじゃないんでしょうかね。農協、農業就業人口の構造ね、主業農家はどれぐらいいますかね、50万ぐらいでしょ。先ほど小林さんもおっしゃったと思うんですけどね、有塚さんもおっしゃったんですね。私はこの食料・農業・農村基本計画に基づいた、農業になってくるんじゃないんですよ。それを目指してそのとおりに行ってくんなら。ところが先ほど館本さんもおっしゃったけれども、黙って放っておくと数年のうち私は完膚なきまでに叩かれると、どうにもならん状態に追い込まれると、こ

ういう危機感を持っているですよね。それから一方において梅津さんらの法人もね、現になかなか農協はそう簡単に法人化、株式会社なんてのは進めないでしょう。だけど私が大臣になるまでは3月には1社しかなかった株式会社が今27社ですよ。その内、生産法人や有限会社から株式会社に脱皮して行ったのが4社あるんですよ、この1年間で。それはもうかなりの抵抗がある中でそういう動きがどんどん出てるということですよ。

それから、私は農村には物凄いビジネスチャンスが沢山あると思っているんです。私は北海道ですからあえて言いますとね、淡路島が羨ましいと思いましたが。あそこは三毛作ですから。米作って、玉葱作って、レタス作ってでしょ。三毛作、四毛作なんです。北海道の人達にも三毛作、四毛作できないかなと考えたら、出来るじゃないか。生産だけじゃなくて、生産、加工、流通、販売、色々やればいいじゃないか。先ほど牛尾さんのお話にありましたようにね、ゆうパックでやりたいっていうのをやらせりゃいいじゃないか。ところが、それはなかなか「万人は一人のために、一人は万人のために」というこれは運動の理念ですけどもね、そういったことが、下手すると例外一つ作ると次から次とガタガタになっていくんじゃないかと。例えば特区の話なんかでもね、特区なんて中身なんかはまだはっきり決まってないのに農業特区なん言うともみんな北海道から大反対ですからね、私の地元から。

こういうことです、どうもおかしいなってのはね、生産者、組合員が言ってるわけですよ。農協の職員だって誰だってですね、もっと一所懸命仕事したいと思っている人達が沢山いるんですよ。農林省の職員だって、食糧庁を廃止して、半分を食品Gメンにするって言ったら、私はずーっと出先の食糧事務所みんなと会って話してますけど、今生き生きしてますよ。そりゃやっぱり総点検すればですね、どこが澱んでいるか、あるいは、どういうビヘイビアで動くことにしているか解ってくるんじゃないか。私は現状は肯定できない。今、岸先生おっしゃったように31万人の、農家全体として300万人になったんだけど、今、いわゆる認定農業者30万から40万とこう言っているのです。それから法人は3万から4万とこう言っているわけですけども、それで31万人というのは、国民から見ればですね、どうしてそれだけの大きな落差があるんだと。

私は農協の職員の人達をトラクターに乗せたら良いんじゃないかと。この間製糖工場でね、もう操業なんてのを何ヶ月もしてないんですから。「何か別の仕事やったらどうですか日甜（日本甜菜製糖株式会社）さん。」と。名前挙げて悪いけどね。「いやー実は私たち実際に原料生産したいですよ。」って言ってましたよ。そういうふうに日甜さんが、製糖工場が原料作りたいたいと云ってる人達もいるわけですよ。だからいろんな人達が色んな考えを持っている。

私は既存概念を捨てて、総点検を試みるならばですね、農協というのは正に門傳君言ったように社会的なインフラでね、農協なり農村が無くなったならもう日本は大変ですよ。本当にね。もう美味しい水、きれいな空気、美しい自然、新鮮な食物という物を都市の人達に提供しようというのが我々の考えなわけです。そういった物をですね、今まで農協やその地方の皆さん方をお願いして進めてきてるわけですけども、もう過疎化・高齢化とかですね、それから組織のマンネリ化とか色んなことで動かなくなって来ている。私はやっぱり自給率もしっかり上げてですね、本当に活力のある農村社会、農業っていうものを作りたいたいと思ってますし、「医食同源」というのは昔から言葉があるわけですね。それから「身土不二」というのも韓国では使われているし、イタリアではスローフード運動、日本でも「地産地消」。まあそういう一つのその理念とか思想とかいうものですね、先ほど議論もありましたけれど変わりつつあるんじゃないんですか、国民も。それは追い風ですたしか

に。

岸さんの話に明確にお答えできておりませんが、もう少し私考えがありま
すけど、今私がこーだあーだと言いますとね、それだけで走っちゃいます。

それから独禁法の適用除外の話、私賛成して直ぐやれといっている訳じゃ
ない。こういったこともタブーにしちゃいけませんよ、株式会社参入もタブ
ーにしちゃいけませんよ、それから特区の話もタブーじゃありません。既成
概念を捨てて。私、農協系統組織の一番良くない所そこだと思います。まず
は頭っからですね、「なんだ」と。解体的改革やってるなら胸張ったらいい
じゃないですか。やってる所あるんですよ。私の地元の農協はね、女性職員
2名以外は全部パートですよ。それで回るんですから。頑張ってるところは
胸張ったらいいです。だけどそうでないところは、ちゃんとしてもらわな
らんとということで、農協系統組織、農協改革のあり方についての研究会とい
うこの問題提起をしているのは、やっぱり既成概念を捨てて、農協の皆さん
方もいろんな皆さん方もね、国民レベルで一同総ざらえをしていただいて、
総点検していただいて、皆の知恵を集めて組み立てていったら、一つの理想
的な形がだんだん、理想だけじゃありません、それを実現の可能性のあるね、
そういうものが生まれてくるようにこう思っています。まあ6ヶ月というとい
寸短いかもかもしれませんが、ぜひ座長よろしくお取りまとめお願いしたいと思
います。

岸 委 員 : 大臣、私は先ほど大臣のおっしゃることを誤解して言ったんじゃない
ので。

小 林 委 員 : 座長ひとつだけ。

今 村 座 長 : はいどうぞ。

小 林 委 員 : 冒頭から一寸精神論だけ申し上げてですね、全中の副会長何言ってんだっ
てみたいところありましたから申し上げるんですけど、私の体験している
現状を一寸申し上げますと、農業というのは長期展望に立たないと計画がで
きないということなんですよ。食料不足になったからそれ作れといって
も工場と違うという概念がですね、これ私どもも国民の皆様も皆ご存知だ
と思うんですよ。

先ほど有塚委員がおっしゃったようにですね、農協もそれなりの計画を
実は立てているわけでございまして、この間もですね、大臣との懇談会で全農
のですね経営改革について大臣にも申し上げているはずでございまして
ですね、それで更に皆さんの方からしっかりやれよという、まあ激励を受けて
いるわけですけれども。この位置付けは自主的に出したものですから、私は
こういうものはやっぱり取り上げていただいて、足りないところをですね「お
い、ここんとこどうだい」と言うようにやって欲しいと。それでない
ですね、自主的に我々がやるわけですから農協を預かっている我々がやる
んですから、まあ政府の方は応援してくれるとこういう格好をぜひ構築して
欲しいと、それが一つでございます。

それから、私の所でさっきスーパーの話がでましてですね、「農協でやっ
てる奴は皆赤字だ」みたいな、こりゃまあそうだと思いますけどね。私のと
ころ実を申し上げますと、うちのAコープは僅か300坪の売り場面積で現
在37億円くらい売ってます。

武 部 大 臣 : いい事例わたしは一杯知っています。

小 林 委 員 : だからね、だからそういうことがね、「スーパー駄目だよ」って言っ
ちゃうと駄目だから、「良いのもあるよ、こういうのも出ていますよ」と、是非
ひとつ大臣そういう話もして下さい。お願いいたします。大臣がポッとこ
出しちゃうでしょう。だから誤解ができるんですよ。

武 部 大 臣 : ポッとでも出さんかったら、皆問題意識を持たないじゃないですか。

小 林 委 員 : いえいえ、そうじゃないですよ。皆誤解しちゃうじゃないですか。だから

- それが親切丁寧にこうおっしゃっていただくんですね、理解が出てくると。
- 今村座長：小林さん、あのすいませんメモが有るんだったらそれを出してください。後で議事録入れますから。
- 小林委員：一番の問題は経済がこんな不況だということなんですよ。何時になれば回復するのか、もう10年ですから。
- 武部大臣：そりゃ皆同じじゃないか。
- 小林委員：同じです、同じです、そのとおり。だからそれが原因になって、農協も大変だということですからね。我々も一所懸命やりますんで、全農で立てた計画をですね一つ見ていただいて、御指導いただきたいという思います。まあ、そういうことですね、見通しが立て難いというのが農業の実態だということだけを申し上げました。以上です。
- 今村座長：それでは時間がかかりオーバーしてしまいましたけども、これで今日の討論終わらせていただきます。それで、討論の柱の枠組みその他につきましては、私と事務局の方で若干協議して、次回までに整理しておきたいと思えます。
- 座長やっていると言いたいこと何も言えないんですね。で、ひとつだけさっきの議論ともかかわるんですが申し上げます。単協は今1,040あるんですが、その中の上の200は大変優れた活動をやってるんです。とりわけその中の50はですね、大変素晴らしい活動をやってるんです。間の600、6割。これはまあそこそこの活動をしている。問題は下の200ですね、これをどう改善、改革するか。目立つのはそこなんです。この分け方は人によって違って3:4:3という分け方をしてる人もおられますけどもね、それは数字のアヤですからどちらでもいいんですが、活力のない下の方のグループが問題なんです。
- 農協というのは、資本結合の株式会社などと本質的に違ましてね、人的結合を原則としてます。だから市場原理、競争原理の中で、企業だと駄目なのは必然的にどんどん潰れていくわけです。農協はそうはいきにくいってことと、それから地域の農業というのは資源、土地とか水とかいう資源との結合が必要なもんですから、この人と資源の結合をどう変えるかっていう色々な要素があるわけですね。
- そここのところで今日いろんな議論があるのは「上をちゃんと見る」と言うのか、「下をどうすべきかほんとに問題するぞ」と言うのか、まあしかし両方とも必要で、その実態をしっかりと見て、つまり皆がトップ100とか200ぐらいのことをやればですね、農協は立派になるんだと思うんです。それで、そうなる今度は連合会っていうのはいるのかいないのか、系統とは何かってこういう話にみんな繋がってくるんだらうと思っています。
- だからそういう意味で、少しまた、色々縦横、こう議論を進めていかないとなかなかうまく行きませんので、また次回、そういう問題の立て方を少し研究しまして努力したいと思えます。本日は本当にどうもありがとうございました。
- 武部大臣：ありがとうございました。よろしくお願ひします。
- 今村座長：それで次回の日程につきまして協同組織課長の方から一言連絡いたします。
- 協同組織課長：次回の日程につきましては委員の皆様にも内々に伺っておるわけでございますけれども、差し支え無ければ10月21日月曜日の午後1時半くらいから始めさせていただけたらと思っております。
- 今村座長：月曜日って日はですね、色々ビジネスの方大変かもしれませんけれども、すいません午後1時半からは是非ともですね御出席いただきたいとお願ひいたします。本日はこれで終わらせていただきます。本当にありがとうございました。